

検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、「保医発0722第1号」により、下記の検査項目におきまして検査実施料の新設が行われましたのでご案内いたします。

お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 適用日 2020年(令和 2年) 7月 22日より適用
- 新規収載項目 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2 を含む。)

※ 詳細につきましては、裏面をご参照下さい。

■ 検査実施料の新規収載項目

適用日: 令和2年7月22日

検査項目	実施料	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
<p>ウイルス・細菌核酸 多項目同時検出 (SARS-CoV-2を 含む。)</p>	<p>検体採取を行った 保険医療機関以 外の施設へ輸送し 検査を委託して実 施した場合 450点×4回分</p> <p>それ以外の場合 450点×3回分</p>	<p>微生物 150点</p>	<p>「D023」 微生物核酸 同定・定量 検査の「14」</p>	<p>COVID-19 の患者であることが疑われる者 に対し、マイクロアレイ法(定性)により、鼻咽頭拭 い液中のインフルエンザウイルス、コロナウイル ス、パラインフルエンザウイルス、ヒトメタニュー モウイルス、アデノウイルス、RSウイルス、ヒト ライノウイルス/エンテロウイルス、マイコプラズ マ・ニューモニエ、クラミジア・ニューモニエ、百日 咳菌及びSARS-CoV-2 の核酸検出(以下「ウイル ス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2 を含む。)」という。)を同時に行った場合、採取し た検体を、国立感染症研究所が作成した「感染 性物質の輸送規則に関するガイダンス2013- 2014版」に記載されたカテゴリーB の感染性物 質の規定に従って、検体採取を行った保険医療 機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施し た場合は、本区分の「14」SARSコロナウイルス 核酸検出の所定点数4回分を合算した点数を準 用して算定し、それ以外の場合は、同点数3回 分を合算した点数を準用して算定する。なお、採 取した検体を、検体採取を行った保険医療機関 以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場 合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書 の摘要欄に記載すること。</p> <p>COVID-19 の患者であることが疑われる者 に対し、診断を目的として本検査を実施した場 合は、診断の確定までの間に、上記のように合算 した点数を1回に限り算定する。ただし、発症 後、本検査の結果が陰性であったものの、 COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再 度実施した場合は、上記のように合算した点数 をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が 必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の 摘要欄に記載すること。</p> <p>COVID-19 の治療を目的として入院してい る者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として 実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律における新型コ ロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限 の取扱いについて(一部改正)」(令和2年6月25 日健感発0625 第5号)の「第1 退院に関する基 準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査 につき上記のように合算した点数を算定する。な お、検査を実施した日時及びその結果を診療報 酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>なお、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (SARS-CoV-2 を含む。)を実施した場合、本区 分の「17」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出、 (23)ウに規定する検査及びSARS-CoV-2 核酸 検出については、別に算定できない。</p>